

岐阜県公報

号外(一) 令和四年四月十二日

目次

告示

岐阜県北アルプス地区及び活火山地区における山岳遭難の防止に関する条例第二條第三項の知事が定める区域に関する告示

(防災課)

ページ

告示

岐阜県告示第百五十七号

岐阜県北アルプス地区及び活火山地区における山岳遭難の防止に関する条例(平成二十六年岐阜県条例第四十七号)第二條第三項の知事が定める区域を次のとおり定め、令和四年四月十八日から適用する。

岐阜県北アルプス地区及び活火山地区における山岳遭難の防止に関する条例第二條第三項の知事が定める区域に関する告示(令和元年岐阜県告示第二百八号)は、令和四年四月十七日限り廃止する。

令和四年四月十二日

岐阜県知事 古田 肇

(「次」は、省略し、その図面を岐阜県危機管理部防災課及び岐阜県飛騨県事務所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県公報 号外 毎週

(火曜日
金曜日)

発行

(休日
に当たる
ときは翌日)

令和四年四月十二日

令和四年四月十二日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社